（農林地所有権移転等促進事業及び農業経営改善安定計画に関する省令の一部改正）

第七条　農林地所有権移転等促進事業及び農業経営改善安定計画に関する省令（平成五年農林水産省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（基盤整備計画の記載事項）」に改め、同条中「第四条第三項第四号」を「第四条第五項」に、「同項第二号及び第三号」を「同条第四項各号」に改める。

（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

第五条第一項中「同条第二項第一号」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、「同条第二項第一号」を「同条第二項」に改める。

第二十九条中「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成十九年農林水産省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第二項第三号ニ」を「第五条第二項第二号ニ」に改める。

第二条中「第五条第二項第七号」を「第五条第三項第三号」に改め、同条第三号中「第五条第二項第三号イ」を「第五条第二項第二号イ」に改め、同条第四号中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第三条中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第四条中「第五条第七項第四号」を「第五条第八項第四号」に改める。

第六条第二項中「第五条第二項第三号イ」を「第五条第二項第二号イ」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省
○国土交通省令第一号

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則の一部改正）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第十一条の規定に基づき、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第十一条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第十一条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令の一部を改正する省令

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第十一条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令（平成十九年農林水産省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

「手続は」の下に「、都道府県又は市町村が、法第五条第一項に規定する活性化計画に農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成十九年農林水産省令第六十五号）第二条第四号に掲げる事項を記載した場合においては」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省
○国土交通省令第一号
環境省

（景観行政団体及び景観計画に関する省令の一部を改正する省令）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、及び景観法（平成十六年法律第百十号）第九十八条第三項の規定に基づき、景観行政団体及び景観計画に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月

景観行政団体及び景観計画に関する省令の一部を改正する省令

景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成十六年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条を削り、第二条を第一条とする。

第三条中「法第九条第四項」を「景観法（以下「法」という。）第九条第四項」に、「第八条第二項第五号ロ」を「第八条第二項第四号ロ」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第二条第一項」を「第一条第一項」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（景観行政事務の処理の開始の公示）

第五条　法第九十八条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　景観行政事務の処理を開始する旨

二　景観行政事務の処理を開始する日

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、及び港湾法第三条の三第二項の規定に基づき、港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第十七条第三項の規定により同意を得た」を「第十七条に規定する」に改め、「次項」の下に「及び次条」を加える。

第十三条中「環境基本法第十七条第三項の規定により同意を得た」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、新都市基盤整備法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

新都市基盤整備法施行規則の一部を改正する省令

新都市基盤整備法施行規則（昭和五十年建設省令第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十一条」に、「第四十三条―第四十五条」を「第四十二条―第四十四条」に改める。

第四十条を削り、第四十一条を第四十条とし、第四十二条を第四十一条とする。

第二章中第四十三条を第四十二条とし、第四十四条を第四十三条とし、第四十五条を第四十四条とする。

別記様式第十四中「第四十二条」を「第四十一条」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。